

外国人有料職業紹介 登録支援機関サービス

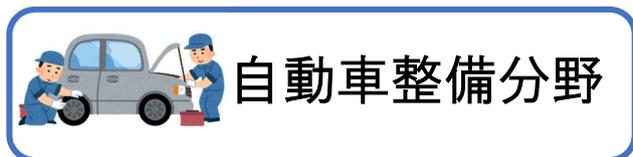
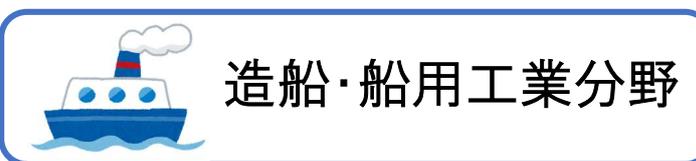
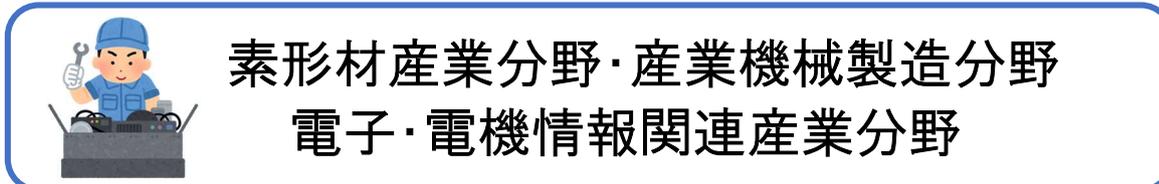
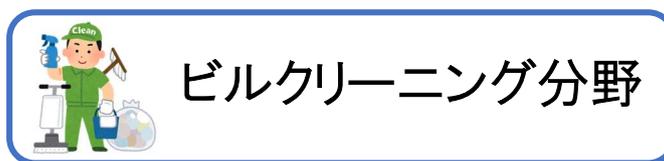


1. 特定技能外国人について

特定技能外国人とは、少子化などで日本の労働力不足を解決するために国が 2019 年 4 月に定めた、新しい在留資格になります。今までの在留資格では就労できなかった、人手不足が深刻化している 12 分野 14 業種にて外国人が就労できるようになりました。

特定技能 1 号の在留資格で働こうとしている外国人は、日本語能力検定 N4（基本的な日本語ができる程度）もしくは交際交流基金日本語基礎テスト 200 点（250 点満点）以上、技能実習 2 号（通算 3 年）を良好に終了するか、もしくはそれぞれの分野の特定技能評価試験合格することによって、特定技能 1 号になることができます。

◎ 特定技能 1 号による外国人の受け入れ分野（12 分野 14 業種）



2. 特定技能外国人ができる仕事

● 特定技能外国人が従事できる仕事は業種別によって異なります。

	分野	1 人手不足状況	2 人材基準		3 その他重要事項	雇用形態
		受入れ見込み数 (5年間の最大値)	技能試験	日本語試験	従事する業務	
厚生省	介護	50,900人	介護技能評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は、 日本語能力試験 (上記に加えて) 介護日本語評価試験	・ 身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) (注)訪問系サービスは対象外 [1業務区分]	直接
	ビルクリーニング	20,000人	ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は、 日本語能力試験	・ 建築物内部の清掃 [1業務区分]	直接
経産省	素材系・産業機械・電気電子情報関連製造業	49,750人	製造分野特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は、 日本語能力試験	・ 機械金属加工 ・ 電気電子機器組立て ・ 金属表面処理 [3業務区分]	直接
国交省	建設	34,000人	建設分野特定技能1号評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト 又は、 日本語能力試験	・ 土木 ・ 建設 ・ ライフライン・設備 [3業務区分]	直接
	造船・船用工業	11,000人	造船・船用工業分野特定技能1号試験等	国際交流基金日本語基礎テスト 又は、 日本語能力試験	・ 溶接 ・ 塗装 ・ 鉄工 ・ 仕上げ ・ 機械加工 ・ 電気機器組立て [6業務区分]	直接
	自動車整備	6,500人	自動車整備分野特定技能評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト 又は、 日本語能力試験	・ 自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随 [1業務区分]	直接
	航空	1,300人	特定技能評価試験(航空分野：空港グランドハンドリング、航空機設備)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は、 日本語能力試験	・ 空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) ・ 航空機設備(機体、装備品等の設備業務等) [2業務区分]	直接
	宿泊	11,200人	宿泊業技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は、 日本語能力試験	・ 宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供 [1業務区分]	直接
農水省	農業	36,500人	農業技能測定試験(耕種農業全般、畜産農業全般)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は、 日本語能力試験	・ 耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) ・ 畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等) [2業務区分]	直接 派遣
	漁業	6,300人	漁業技能測定試験(漁業、養殖業)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は、 日本語能力試験	・ 漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁業機械の操作、水産動植物の探捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等) ・ 養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫(穫)・処理、安全衛生の確保等) [2業務区分]	直接 派遣
	飲食物品製造業	87,200人	飲食物品製造業特定技能1号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は、 日本語能力試験	・ 飲食物品製造業全般(飲食物品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生) [1業務区分]	直接
	外食業	30,500人	外食業特定技能1号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は、 日本語能力試験	・ 外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理) [1業務区分]	直接

※在留期間は1年、6か月又は4か月ごとの更新、通算で5年まで認められます。

3. 特定技能外国人を雇用するには

特定技能外国人を雇用する基準を満たす必要があります。

①外国人を受け入れる際に雇用契約が適切かどうか

特定技能外国人は日本人と同等以上の雇用条件が必要です。

②受入れ機関が適切であること

法令を守っているかどうかを受け入れの際に出入国在留管理局に審査されます。

③外国人を受け入れるために支援する体制があるかどうか

④外国人を支援する計画が適切であること

特定技能外国人を雇用する場合、【義務的支援】とできる限りの【任意的支援】を行うことが求められ、それを支援計画書に記載する必要があります。

③④の項目を弊社のような登録支援機関に委託することができます

※一部ご負担いただく業務もございます。ご協力の程よろしくお願いいたします。

◎【義務的】支援内容（10項目）

①事前ガイダンス

・雇用契約締結後、在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保障金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



②出入国する際の送迎

・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



③住居確保・生活に必要な契約支援

・連帯保証人になる・住宅を提供する等
・銀行口座等の開設・携帯番号やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



④生活オリエンテーション

・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



⑤公的手続等への同行

・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



⑥日本語学習の機会の提供

・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



⑦相談・苦情への対応

職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



⑧日本人との交流促進

・自治会等の地域住民との交流の場、地域のお祭りなどの行事の案内や参加の補助等



⑨転職支援（人員整理等の場合）

・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続きの情報の提供



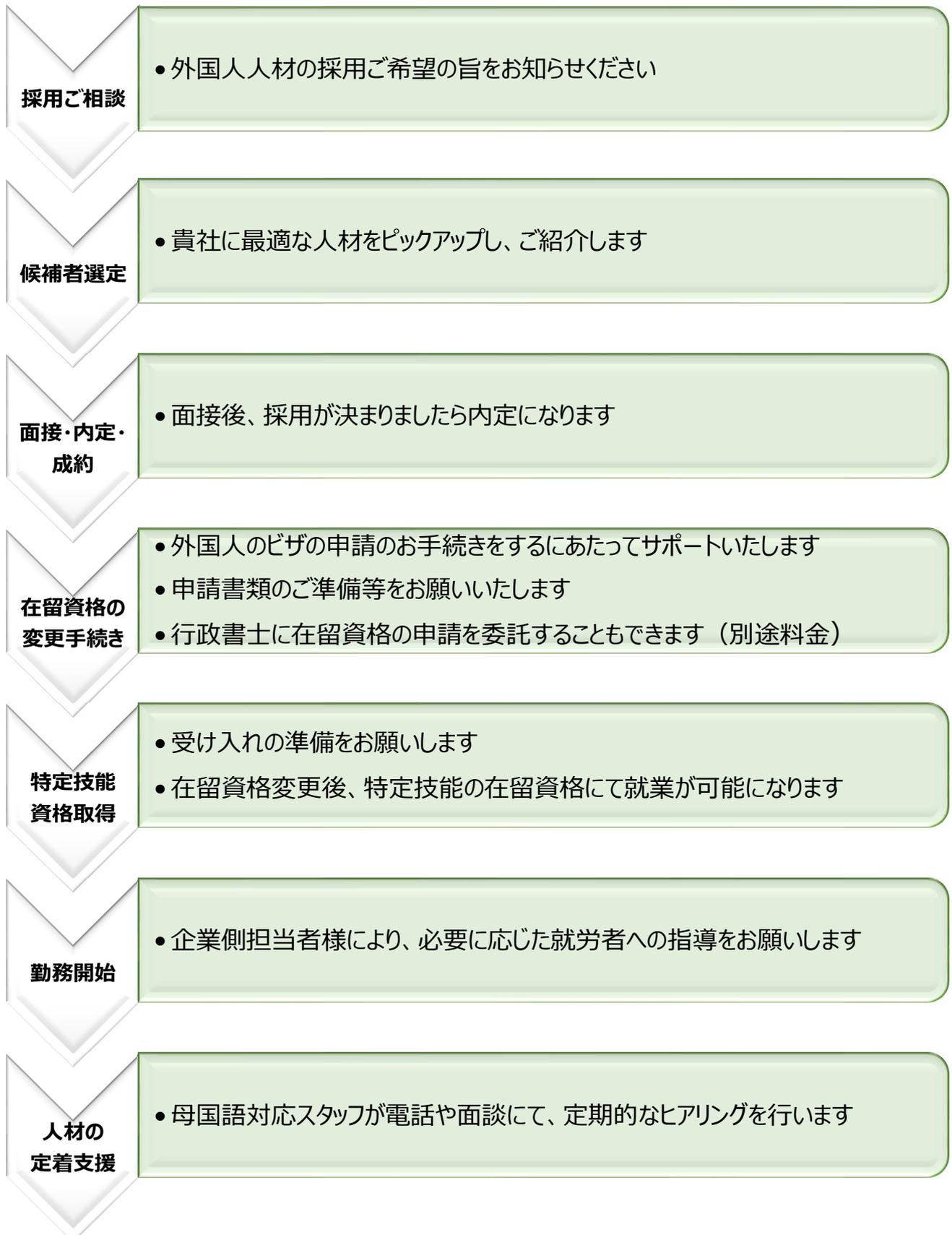
⑩定期的な面談・行政機関への通報

支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的（3ヶ月に1回以上）に面談し、労働基準法違反等があれば通報



必ず実施しなければならない支援10項目はお任せください！

4. 特定技能外国人雇用の流れ



5.当社のサポートや協議会

◆在留資格の申請◆

在留資格の登録や変更・更新の申請は外国人本人が行うのが原則ですが、弊社では大阪出入国在留管理局より【申請等取次】という承認を受けております。

こちらの承認を受けている機関は特定技能外国人本人の代わりに出入国在留管理局に在留資格の申請を取り次ぐことができます。

在留資格の申請は時間がかかるので、その手間を軽減することができます！
出入国在留管理局への取次はお任せ下さい！！



◆分野別協議会◆

1号特定技能外国人の雇用の際、特定技能外国人を管理する分野別の協議会に加入する必要があります。

分野別の加入先の詳細は担当者にお気軽にお問い合わせください。

●分野別協議会のイメージ



«活動内容の一例»

- 特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知
- 特定技能所属機関等に対する法令遵守の啓発
- 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
- 受入れの円滑かつ適正な実施のために必要なその他の情報・課題等の共有・協議会 等

6.ベトナム人通訳スタッフ・許可等

弊社では2名の日本での滞在歴が長いベトナム人通訳スタッフが在籍しております。ベトナム人労働者を雇うことは不安に感じられることもあると思いますが、弊社日本人スタッフはもちろん、ベトナム人通訳スタッフも一丸となって企業様とベトナム人労働者の架け橋になっていきます。

お困り事等出てきましたら、お気軽にご相談ください。

弊社ベトナム人通訳の取得資格

日本語能力試験 N1

日本語能力試験 N2

JLPT のレベル	日本語の会話レベル
N1	難しい話題でもディスカッションができるが、会話レベル的には、N2とあまり変わらない。
N2	日常会話で困ることはない。ビジネスでも対応できる。
N3	日常会話ができる。
N4	コミュニケーションはでき会話も成り立つが、まだ言いたいことが言えない。
N5	基本的な日本語を話すことができるが、単語レベル。

人材紹介許可番号

派遣業許可 派 27-303890

有料職業紹介業許可 27-コ-303235

登録支援機関登録番号 22 登-007635

7.お問い合わせ・アクセス

株式会社エアータックシステム

〒587-0011

大阪府堺市美原区丹上 567

TEL:072-369-5555

FAX:072-369-5566

MAIL : ats@airtechsystem.co.jp

近鉄南大阪線「河内松原駅」より車で 10 分

